


令和3年度 部長マニフェスト 都市整備部参事

部の概要			
所属課と人員 (R3.4.1現在)	(都市整備部に含む)	- 人	

部の運営方針

都市整備部が所管する事業の中で、都市計画、まちづくり条例による開発指導、道路、自転車、コミュニティバス、下水道などに関する業務を担い、土地の計画的な利用促進、また、道路や下水道等の社会資本の整備と維持を着実に実行すること、さらに地域交通の総合的な視点による交通体系の確立や住環境整備を進める担当として、総合的なまちづくりを推進していきます。

令和3年度は、用途地域等の見直し、福祉交通拡充の検討、国立駅周辺道路整備事業のほか下水道のストックマネジメント事業を推進していきます。

令和3年度の重点項目				
	項目	具体的内容	達成状況(年度末評価)	達成度
1	用途地域等見直し事業	基盤整備の状況に応じた適切な土地利用を実現するため、整備された都市計画道路等の沿道や建蔽率30%・容積率60%の一部の地域の用途地域等の見直しを予定しており、令和3年度については、変更素案の作成及び説明会を実施し、その後、都市計画変更原案を作成します。なお、都市計画変更は東京都と同時決定の令和5年度の予定です。		
2	福祉交通拡充の検討	2025年問題など地域公共交通だけでは対応が難しい人を対象とした新たな交通システムの構築と既存の移動支援の改善について検討・協議するため、庁内プロジェクトチームを設置し、令和4年1月までに市の基本方針を策定します。		
3	国立駅周辺道路整備事業	令和3年度は、国立駅北口から東側の北第1号線について、歩行者空間を拡張し安全で快適な道路へ改良するための工事を行います。また、東第1号線は電線地中化事業として、占用企業者(水道・ガス・電気)による支障移設工事を行います。		
4	公共下水道ストックマネジメント事業	平成29年度に策定した「公共下水道ストックマネジメント計画」により下水道施設の老朽化対策を進める事業であり、令和3年度は第1期処理分区(50年経過管)の改築が必要と判定された管きよの内、管径600~1800mm(延長約772m)の改築工事を行います。		